

山梨県公報

第千九百八十八号

平成二十一年

十月十五日

木曜日

目次

家畜伝染病の発生(二件).....	五五七
家畜等の移動を禁止する区域の指定(二件).....	五五七
道路の供用開始(二件).....	五五八
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	五五八

公告

平成二十一年度山梨県准看護師試験の実施.....	五五九
大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....	五五九
清算人の退任.....	五六〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十二件).....	五六〇

告示

山梨県告示第百九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	一	都留市大野	平成二十一年九月一七日

山梨県告示第百九十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	五	甲斐市宇津谷	平成二十一年九月一八日

山梨県告示第百九十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横内正明

- 指定区域
都留市大野(上河原、菅野山、日影、菅野、西指、棚苗代、当作山、細野、細野山、大入、大平、大平山及び大津の区域に限る。)、小野(矢花、川久保、赤羽、宮原、下ノ田、蟹沢、諏訪ノ下、宮沢、浜沢、御堂、西海戸及び小野林の区域に限る。)、及び法能(長谷畑、栃久保、中原及び大平の区域に限る。)、の区域
- 指定家畜の種類
指定区域で飼育されているみつばち
- 指定の概要
指定期間 平成二十一年九月十七日から当分の間
その他必要な事項
- その他必要な事項
指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、東部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第百号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)

第四条第一項の規定により、腐蛆そ病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

甲斐市団子新居（中原、宇田利、堰上の地域に限る。）、菅蒲沢（東平、西平の地域を除く。）、下今井（市子石、鳴石、立打、古打、治郎兵衛、冷泥、又右衛門川、清水端の区域に限る。）、岩森、志田、及び宇津谷（戌新田、大境の地域を除く。）並びに韮崎市本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、中島一丁目、中島二丁目、栄一丁目、栄二丁目、韮崎町岩下、韮崎町上の山、大草町若尾、大草町上條東割、大草町下條中割、大草町下條西割、竜岡町若尾新田、下條東割及び竜岡町下條南割の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十一年九月十八日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆そ病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第三百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜八ヶ岳	北杜市高根町清里字無番地五〇	六〇・〇	平成二十一

公園線	七林班イ小班地先から 北杜市高根町清里字無番地五〇 七林班イ小班地先まで	年十月十五日
-----	--	--------

山梨県告示第三百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年十一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜韮崎線	北杜市長坂町大字富岡字富岡三二四五番の二地先から 北杜市長坂町大字富岡字富岡六九番の三地先まで	二〇五・〇	平成二十一年十月十五日

山梨県告示第三百一十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	区	間
県道	甲府市川三郷線	中巨摩郡昭和町西条字神屋一一八番地先から 中巨摩郡昭和町西条字落合一一三四番の一先まで		

公 告

● 平成二十一年度山梨県准看護師試験の実施
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十一年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。
平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時
平成二十二年二月二十一日（日）午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所
甲府市池田二丁目六番一号 山梨県立大学 池田キャンパス

三 試験方法
筆記試験

四 試験科目
保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目

五 受験資格
保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類
1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真（出願前六月以内に脱帽のうえ正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

七 受験手数料
六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

八 受験願書の配布期間及び場所
平成二十一年十二月一日（火）から同月二十五日（金）までの山梨県の休日を含め、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当（甲府市丸の内一丁目六番一号）において配布する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、

百二十円切手をはり付けた宛先明記の返信用封筒（角二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛に平成二十一年十二月十六日（水）までに送付すること。
九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先
甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

2 提出方法
持参又は郵送すること。

3 受験願書の受付期間
平成二十二年一月四日（月）から同月八日（金）までの、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による受付を希望する場合は、平成二十二年一月四日（月）から同月八日（金）までの消印のあるものを有効とする。（簡易書留で送付すること。）

十 その他
詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五 二二三 一四八四）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年二月十五日まで縦覧に供する。
平成二十一年十月十五日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
山梨県知事 横 内 正 明

1 氏名又は名称 株式会社旅日記 代表取締役 志村忠良

2 住所 山梨県笛吹市石和町四日市場千六百七十九番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 スーパーセンタートライアル甲府昭和店

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条千二百二十五番地外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後

大規模小売店舗の名称	ハーモス昭和
	スーパーセンタートライアル甲府昭和店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男

(2) 変更後の住所

福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号

3 変更の年月日

平成二十一年九月三十日

三 届出年月日

平成二十一年十月一日

● 清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項の規定において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した武川村土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横内 正明

清算人氏名	住 所	退任年月日
清口規矩雄	北杜市武川町山高二七五四番地二	平成二十一年九月十一日
牛田 重昭	北杜市武川町柳澤二五二四番地二	平成二十一年九月十一日
小林 駒三	北杜市武川町牧原一六七四番地	平成二十一年九月十一日
藤森 文雄	北杜市武川町新興八八番地	平成二十一年九月十一日
小澤 正一	北杜市武川町柳澤二五四八番地二	平成二十一年九月十一日
小澤 芳武	北杜市武川町柳澤二一六三番地	平成二十一年九月十一日

長坂 嘉治	北杜市武川町牧原九一〇番地	平成二十一年九月十一日
跡部 幸雄	北杜市武川町牧原二一五二番地	平成二十一年九月十一日
中山 光雄	北杜市武川町三吹四〇四番地	平成二十一年九月十一日
小野 誠	北杜市武川町三吹四三二番地	平成二十一年九月十一日
石水 肇	北杜市武川町三吹二四二三番地	平成二十一年九月十一日
平田 忠壽	北杜市武川町三吹二四二八番地	平成二十一年九月十一日
溝口 正行	北杜市武川町山高二五八三番地	平成二十一年九月十一日
鈴木 益貴	北杜市武川町山高二五三六番地一	平成二十一年九月十一日
柏木 喬	北杜市武川町黒澤一五五五番地	平成二十一年九月十一日
鈴木 正彦	北杜市武川町黒澤一六〇九番地	平成二十一年九月十一日
小澤 一榮	北杜市武川町新興三一一番地	平成二十一年九月十一日
小澤 利雄	北杜市武川町新興三一八番地	平成二十一年九月十一日
小澤 英治	北杜市武川町宮脇八八五番地一	平成二十一年九月十一日
小澤今朝雄	北杜市武川町宮脇六三二番地	平成二十一年九月十一日
小池 慶美	北杜市武川町柳澤八〇三番地	平成二十一年九月十一日
鈴木 茂	北杜市武川町柳澤六八四番地	平成二十一年九月十一日
三澤 完広	北杜市武川町三吹二一一一番地二	平成二十一年九月十一日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社サンニチ印刷
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市宮原町六百八番地一
- 3 代表者の氏名 櫻井純生
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第八四六五号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社まど屋
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原千二百九十一番地
- 3 代表者の氏名 飯島一仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八九六七号
- 四 処分の内容 ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年八月三十一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 中村建築
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田三千七百五十七番地六
- 3 代表者の氏名 中村欣三
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第八五七九号
- 四 処分の内容 建築工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 宝実水道有限公司
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市国母四丁目二十番二号
- 3 代表者の氏名 上田義二郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第三四二号
- 四 処分の内容 管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社岡工務所

- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町成田二千五百四十三番地
- 3 代表者の氏名 岡仁
- 3 許可番号 山梨県知事許可(特 一六)第二二四三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年十月十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社滝川工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町和田二十六番地
 - 3 代表者の氏名 佐野元文
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一七)第五四七三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年十月十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 堀水工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町南千八百八十五番地
 - 3 代表者の氏名 堀水光太郎

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第三四九〇号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年十月十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社清水保温工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜王新町九百五十九番地二
 - 3 代表者の氏名 清水治安
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第七〇四五号
- 四 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十一年十月十五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十一年九月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社拓新建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市善光寺三丁目七番三号
 - 3 代表者の氏名 小林新也
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第八六五六号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年九月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 水地建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 山梨市上栗原千二十番地

3 代表者の氏名 水地伯子

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第三八九九号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年九月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 藤原板金工業所

2 主たる営業所の所在地 甲斐市富竹新田八百十四番地四

3 代表者の氏名 藤原いく子

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八八四三号

四 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年十月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十一年九月二十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社上田組

2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町岩間千二百六十番地

3 代表者の氏名 上田清明

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第七六〇三号

四 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十一年九月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番